

○

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 新旧対照条文
毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（劇物） 第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。 一、九の二（略） 十、二、イソプロピル・四、メチルピリミジル・六、ジエチルチオホスフェイト（別名ダイアジノン）を含有する製剤。ただし、二、イソプロピル・四、メチルピリミジル・六、ジエチルチオホスフェイト五％（マイクロカプセル製剤にあつては、三〇％）以下を含有するものを除く。 十の二、二十八の十四（略） 二十八の十五、四、クロロ・二、フルオロ・五、一（RS）一（二・二・二・トリフルオロエチル）スルフィニル「フェニル五、一」（トリフルオロメチル）チオ「ペンチル」エーテル（別名フルペンチオフェノックス）及びこれを含有する製剤 二十八の十六（略） 二十九、三十一の三（略） 三十二、有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。 （1）（31）（略） （32）一、一（三、クロロ・四、五、六、七、テトラヒドロピラゾロ「一、五、一、a」ピリジン・二、ニール）一、五、一（シクロプロピルメチル）アミノ「一、H、ピラゾール・四、カルボニトリル（別名シクロピラニル）及びこれを含有する製剤 （33）（188）（略）	（劇物） 第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。 一、九の二（略） 十、二、イソプロピル・四、メチルピリミジル・六、ジエチルチオホスフェイト（別名ダイアジノン）を含有する製剤。ただし、二、イソプロピル・四、メチルピリミジル・六、ジエチルチオホスフェイト五％（マイクロカプセル製剤にあつては、二五％）以下を含有するものを除く。 十の二、二十八の十四（略） （新設） 二十八の十五（略） 二十九、三十一の三（略） 三十二、有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。 （1）（31）（略） （新設） （32）（187）（略）

2 三十三～百十
(略) (略)

2 三十三～百十
(略) (略)